

本渡勤労青少年ホームの中期講座受講生、クラブ・サークル会員募集!

市内に在住または勤務する勤労青少年を対象に、教養講座やクラブ・サークル活動を行いたい人を募集します。また、本渡勤労青少年ホームを利用する会員で組織する「利用者友の会」でも、多くの行事（ボランティアやレクリエーション活動など）があり、楽しさいっぱいです。

▶中期教養講座＝下表参照。

※クラブ・サークル活動はバドミントン（毎週日・月曜日、本渡南公民館）と硬式テニス（毎週金曜日、広瀬運動公園テニスコート）があります。

▶ところ＝本渡勤労青少年ホーム。

▶受講料＝無料（ただし、講座によっては、材

料費などが必要）。

▶対象年齢＝おおむね35歳まで。

▶申込方法＝本渡勤労青少年ホームで随時受け付けていますので、同ホームに備え付けの「利用登録申請書」に必要事項を記入し、直接申し込んでください。なお、利用登録時には、保険料を含む年会費が必要です。

■教養講座については、別途「講座受講申込書」の提出が必要です（前期講座受講生も必要です）。

▶申込期間＝8月1日☎から同24日☎まで。

なお、受講生が5人に満たない場合は、講座を開講しませんので、ご了承ください。

◆中期教養講座

講座名	開講日	時間	主な内容	場所
ストレスに負けない エアロビクス講座	9月	3日・10日・24日	19:30 ～21:30	スポーツ室
	10月	1日・15日・29日		
	11月	12日・26日		
おうちご飯を作ってみよう 作ってみようエスニック料理 おもてなしメニュー講座	9月	5日・12日・26日	19:00 ～21:00	調理実習室
	10月	3日・17日・31日		
	11月	14日・28日		
ゆかたを楽しんだ その次は…!	9月	13日・27日	19:00 ～21:00	茶室・生花室
	10月	11日・18日・25日		
	11月	1日・22日・29日		
挑戦してみませんか! 日本の文化”書”	9月	6日・13日	19:30 ～21:30	和室
	10月	4日・11日・18日・25日		
	11月	8日・15日		
清々しく内側からリフ レッシュ! ヨガ講座	9月	6日・13日・27日	19:30 ～21:30	スポーツ室
	10月	4日・18日・25日		
	11月	8日・15日		

【問い合わせ先】本渡勤労青少年ホーム ☎☎4049

パソコン教室の受講生募集!

市では、パソコン教室の受講生を募集します。基礎から応用までの講座でパソコンを楽しんでみませんか。

▶ところ＝牛深総合センター3階・第4会議室。

▶受講料＝500円程度（テキスト代）。

▶定員＝各講座20人（先着順）。

※定員に満たない場合は随時申込可。

▶申込方法＝8月1日☎から同31日☎までに電話で、住所、氏名、電話番号を教育委員会事務局南部分室 ☎☎2111へお申し込みください。

◆パソコン教室日程

講座名	実施日	時間
ワード 初級講座	9月25日☎～30日☎	10:00～12:00
エクセル 初級講座	10月2日☎～5日☎ 10月9日☎・10日☎	19:30～21:30
ワード 応用講座	10月16日☎～21日☎	10:00～12:00
エクセル 応用講座	10月23日☎～28日☎	19:30～21:30

【問い合わせ先】教育委員会事務局南部分室 ☎☎2111

人・農地プラン (地域農業マスタープラン) がスタート

～皆さんの地域の『人と農地の問題』について考えてみませんか～

地域の農業は、少子高齢化による農業後継者不足や耕作放棄地の増加など、さまざまな『人と農地の問題』を抱えています。

この『人と農地の問題』を解決するための未来の設計図が「人・農地プラン」です。このプランは、地域の皆さんで農業後継者や農地の将来について話し合ったうえで作成するものです。

市では、今後農家の皆さんを対象にしたアンケート調査や地区説明会を実施し、プランの作成や新規就農者の確保、農地の集積をお手伝いします。

地域における話し合いによって決めていただくことは、次のとおりです

- 今後の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はどこか。
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家・自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目・経営の複合化・6次産業化）など。

〔地域での話し合いにあたって〕

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域を範囲とすることを基本としますが、地域の実情によって設定できます。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加してください。

〔市による検討会の開催〕

- 市は、地域の話し合いを受けて「人・農地プラン」の原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- 検討会の審査の結果、適当と判断されたものは、「人・農地プラン」として正式決定します。

人・農地プランには、いろいろなメリットがあります

- ①青年就農給付金（経営開始型）
★農業を始めて間もない人に支給します。
〈給付額〉年間150万円（最長5年間）。
- ②農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する人）
- ③スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）など。



人・農地プランは、随時、見直すことができます

1回プランを決めても、次の項目などを見直せば、上記①～③の支援を受けることができます。

- 新規就農者が新たに出てきたとき。
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき。
- 引退を決意して農地を担い手に託すとき。

【問い合わせ先】本庁・農業振興課(内線2575)